

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者 様  
 看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者 様

新潟市福祉部介護保険課

サテライト型（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所及び  
 サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設手続きについて（通知）

記

1. 手続きの流れ

手続きの流れは概ね下表の通りです。事前相談終了後、申請書類の受付・審査の後、基準に適合していると認められた場合は、新潟市地域密着型サービス運営委員会で意見を聴いた上で指定を行います。なお、同委員会開催日の関係から指定月が前後する場合がありますので予めご承知おきください。

事前相談の申込み <b>要予約</b>	指定申請受付期間	指定日
新築・改修図面の確定前 <u>(必ず図面協議終了後に着工を)</u>	指定を受けようとする月の <u>3か月前の21日～前々月の20日まで</u> (20日が閉庁日の場合は直前の開庁日まで)	<u>毎月1日</u>
余裕のある開設計画を策定してください	例) 3/1 指定の場合：12/21～1/20	月途中の指定は原則行いません

2. 事前相談

(1) 事前相談前に行っておくべきこと

- ①介護保険関係法令・指定基準・介護報酬算定に関する十分な理解
- ②適切な事業開始時期を踏まえた、実施・継続可能な事業計画の立案
- ③その他関係法令を所管する関係部署（下表参照）への法令適合確認
- ④近隣住民（隣接地権者をはじめ町内会又は所在自治会や周辺自治会）への説明等

関係法令等	所管部署
・建築基準法	市役所－建築行政課
・福祉のまちづくり条例	
・都市計画法（開発行為含む）	各区－建設課
・屋外広告物条例	
・消防法	各区－消防署
・健康増進法（給食施設）	保健所－食の安全推進課
・農地法	各区を所管する農業委員会
・埋蔵文化財（遺跡）	市役所－歴史文化課

## (2) 事前相談の予約・提出書類

申請を予定する法人の担当者や、管理者就任予定者など**申請法人の者であって、当該申請事業内容を把握している方**のご来庁をお願いします。下記の提出書類を作成し、ご持参ください。

- ① サテライト型（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 事前相談表（市 HP 掲載）又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所 事前相談表（市 HP 掲載）
- ② 予定地周辺図（住宅地図など）
- ③ 事業所の平面図（設計地図など）
- ④ 現況写真（添付可能な場合）
- ⑤ 収支見込予算シミュレーション（任意様式）
- ⑥ 関係所管部署との協議・確認記録書（確認を要する全部署のもの。市 HP 掲載）
- ⑦ 地域住民への説明・協議記録書（市 HP 掲載）

## 3. サテライト型の要件

### (1) 基準条例の確認

「新潟市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」「新潟市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」をご確認ください。

#### 【新潟市条例の掲載場所】

▼新潟市例規集 <http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/jorei/reiki/reiki.html>

（新潟市トップページ>市政情報>条例・規則・要綱・公報>条例・規則>新潟市例規集）

### (2) サテライト型特有の要件等

特にご注意いただき要件については下表の通りです。

<b>●申請者の要件</b>
・指定居宅サービス事業等その他保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有すること
<b>●本体事業所の要件</b>
・事業開始以降1年以上の実績を有すること
・登録定員の70/100を超えたことがある(過去1年間の登録者数の平均を目安とします)
・1つの本体事業所にサテライト型事業所は2カ所までとすること
<b>●設置場所の要件</b>
・本体事業所との距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内であること
・原則、本体事業所と同一の日常生活圏域であること
・地域の実情に応じて、利用者にとってより身近な地域でサービス提供が可能になるよう設置すべきものであり、同一建物、同一敷地内での設置は認められない
・本体事業所と道路を隔てて隣接する敷地等についても、原則、設置は認められない
・既存事業所との配置バランスを考慮し申請すること

#### 4. その他の留意事項

##### (1) 申請スケジュールについて

- ・建築確認申請や各関係法令上の検査などが必要な場合は、手続き完了まで相当期間を要します。また、無理な工程スケジュールだと、工期延長等に対応できず結果として開始時期が遅延することとなりますので、期間に余裕のある計画を策定してください。
- ・また、新築の場合などについては、建物の権利登記が必要ですが、手続き完了まで約2週間程度を要します。指定申請書類の中には、建物の登記事項証明書（所有権保存登記済）が必要となっていますので、書類の不備により不受理（若しくは申請延期）とならないようご注意ください。

##### (2) 図面協議について

- ・設備基準等を満たしていない場合は、指定できません。着工後に判明すると是正のために、工事のやり直しなど費用がかかる場合がありますので、必ず事前に図面協議を行ってください。
- ・是正指導等により、図面協議が複数回に渡ることもあります。協議が整わないと着工が遅れ、状況によっては当初の予定通りとならない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・設備基準を満たすことはもとより、介護や社会的支援が必要な方が、尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことに資するよう、安全や利便に配慮されたものとしてください。

##### (3) 補助金の有無

- ・施設整備及び開設準備に係る補助金の交付は予定しておりません。

お問い合わせ先

担当 福祉部介護保険課指定係

電話 025-226-1293

FAX 025-224-5531